

第 4 回検討会における検討委員の指摘事項と対応

1. 温泉資源保護に関するガイドライン（地熱発電関係）（素案）について

第一 基本的考え方について

	指摘事項	対応
1	シミュレーションについては記載の方法には注意が必要で、シミュレーションありきでは現段階では難しい面がある。例示という書きぶりが必要ではないか。一定の参考となる手法であるが、かなり限定的な使い方になると思う。	掘削許可の判断を行う際の、判断材料の一つになるのではないかと考えている。各段階で作成されるモデルやシミュレーションは、それがないと許可の判断ができないととられないように留意した書きぶりとした。

第二 地熱貯留層の一般的概念について

	指摘事項	対応
2	火山があれば必ず地熱資源があるということについては、どこでも掘削が可能ということと同じ意味ではないことに注意が必要。「活動的な火山の近くか、近くに火山がない場合でもマグマ溜まりが比較的浅い深度に潜在する地域が該当する」というよりも、「全体として火山地域であり、かつ地下にマグマ溜まりやその痕跡があつて、地熱貯留層の熱源になっている」というような表現の方が適切ではないか。	ご指摘を踏まえた書きぶりに修正した。（資料 3 の 3 ページ）。
3	本ガイドラインの検討時の地熱開発の現状を入れておくべきではないか。その中で、我が国では地熱が「豊富な」資源である旨、記載すべきである。また、国別の資源量の図を入れておけばよりわかりやすいと思う。	ご指摘を踏まえた書きぶりに修正した。（資料 3 の 8 ページ）。

第三 地熱開発のための掘削許可に係る判断基準の考え方

「1. 掘削許可に係る判断基準の考え方」について

	指摘事項	対応
4	素案にある温泉審議会の構成メンバーについては、「常任の委員とは別に」という表現が、「常任は置かないで」という意味に取られかねない。常任の委員が望ましい点がわかるような文章とすべきでないか。	ご指摘を踏まえた書きぶりに修正した。（資料 3 の 11 ページ）。

	指摘事項	対応
5	「温泉の湧出が見込まれる場合には温泉法に基づく掘削許可申請が必要となる」という点については、湧出が見込まれる場合だけで良いのか、それとも温泉法第4条の第3号における公益侵害の点まで、この段階で記述する必要があるのかどうか。	温泉法では、温泉を湧出させる目的で土地を掘削する場合には許可を受けなければならないとしている。例えば、水井戸を掘る目的と称する場合であっても、場所や深度によっては温泉の湧出の蓋然性が高い場合には、許可の対象となる。許可に当たっての判断基準が温泉法第4条に基づく公益侵害の有無であり、温泉の湧出が見込まれる場合に個別に公益侵害の有無を判断するという考え方である。
6	過去には構造試錐井についても、掘削して温泉が湧出し、地方自治体へ譲渡や払下げが行われた事例があると見受けられる。また、温泉帯水層への掘削中の逸水の影響の可能性があるので、構造試錐井も掘削許可が必要という整理になるのではないか。	構造試錐井であっても温泉の湧出が見込まれる場合である限り、温泉掘削許可申請の対象となる。

「2. 地熱開発のための調査について」

	指摘事項	対応
7	「2. 地熱開発のための調査について」では、標準的な地熱開発の内容が示されており、必ずしもこのとおりに実施されるものではないということを明記した方がいいのではないか。誤解を受け、調査とその成果が縛りとなってしまうのもよくないのではないか。断定的な書き方になっているが、必ずしもその段階でできるとは限らないため、書き方を再検討すること。	ご指摘を踏まえ、事例の記載であり、すべてが順番通りに実施されるものではないこと、入手が可能と思われるデータ等についても必ずその段階では揃うというものではないことに留意が必要との記述を追加した。(資料3の12ページ)。

「3. 温泉の生成機構分類と地熱開発による温泉影響の可能性」

	指摘事項	対応
8	温泉への影響を検討するためには、温泉の生成機構の解明や地熱貯留層との関係による協議が重要となると考え、本項を追加した。今後もう少し簡略化し、整理した方がよいのではないか(表)。	ご指摘を踏まえ、記述内容を整理した(資料3の14ページ)。
9	地熱開発と温泉との関係について、日本や海外の事例を参考として、過去の事実の記述が必要なのではないか。今後の予測だけでなく、過去の地熱開発の影響をどう理解しているのかについて、きちんと記述しておく必要がある。	地熱開発が温泉に及ぼす影響の有無については現時点で確定的に判断することが困難であることからガイドラインへの記述を見送っている。

「4. 各段階における掘削許可の判断基準に係る情報等」

	指摘事項	対応
10	都道府県の担当者が見た際に、記載されているすべての内容を申請時の条件としてしまう可能性があるのではないかと。温泉法の審議とは、坑井の掘削時に温泉への影響の有無について検討することであり、各調査の実施の有無については間接的にせよ判断基準として問うべきではないのではないかと。	都道府県の担当者の地熱発電への理解を深めるためにも例示のように記載されていることが有効と考えている。しかし、記載内容のすべてが申請の要件ととられないように留意した書きぶりとしている。
11	ガイドラインが出されると、関係者双方がどの段階でどのような情報が得られ、どのような情報が必要であるのかという点で相互理解が進む面もあり、ある程度の内容は盛り込むべきである。資料4（第4回検討会資料）の17ページ以降の表の内容として、必ずしもすべてが必要だろうか。	ご指摘を踏まえ修正した（資料3の15～22ページ）。
12	資料4（第4回検討会資料）の17ページ以降の各段階に想定される坑井掘削に「（温泉の湧出が見込まれる場合）」と記載されているのは、すべての構造試錐井について判断するという誤解が生じないように、「温泉法に該当するものに対して」という意味合いを入れるためのものである。温泉法第4条に書かれた条件を考慮すると、このような書き方だけで良いのか。	6の指摘事項と同じ。

第四 関係者に求められる取り組み

	指摘事項	対応
13	「①モニタリング」の項について、ガイドラインにいろいろと書くと、この内容に従うようにと捉えられる懸念がある。③にて後述されているパートナーシップや協議会にて話し合えば、特に問題ないのではないかと。必ずしも求められないものについて記述するのは、誤解を招くのではないかと。	①～③の内容については、ご指摘を踏まえ修正した（資料3の23～25ページ）。
14	「①モニタリング」の項の地熱貯留層と温泉帯水層との中間深度に観測井を設けてのモニタリングという記載があるが、唐突であると思う。このようなことは協議会等もわかっているはずなので、必要ないのではないかと。	
15	協議会はどのようなプロセスを経て設置されるものとするのか。環境省のガイドラインに、都道府県が自主的につくることが望ましいという書き方しておくのか。	協議会等の設置プロセスは地域の実情に応じて様々な方法が考えられるため、本ガイドラインで特定の方法に言及することはしないが、地域の関係者がモニタリング等の内容を理解して、影響の有無について判断できることが重要であり、情報の共有等を行うための場として協議会等の設置が有効と考えている旨の記述を行う。

その他

16	<p>許可の早期化に関する事として、審議会の頻度が少ないことが遅れの原因になっている事例もあり、本検討会での議論にふさわしい内容であれば、次回検討会に提示するので検討いただきたい。</p>	<p>審議会の開催回数については受益者負担の原則に基づき申請件数と申請手数料を勘案して都道府県が設定しているものであり、掘削許可の判断基準の考え方を示すことが目的である本ガイドラインの中で記述することは適当ではないと考えられるが、申請件数が多い割に開催件数が少ない都道府県がある場合には行政手続法の趣旨に鑑み、申請を速やかに処理することが望ましい旨、ガイドラインの通知や説明会の際に都道府県に示すことは可能と考えている。</p>
17	<p>ガイドラインの中身ということではないが、許可の判断にあたって多くの資料が必要だということであれば、受け取る都道府県で消化しきれないという問題も懸念されるので、都道府県に対してどのようにバックアップするのかという点も大切である。</p>	<p>環境省としてガイドラインの説明会、技術的助言等により都道府県による温泉法の適切な運用が行われるよう努めて参りたい。</p>